

報告第 3 号

専決処分第 4 号の報告について
(損害賠償の和解について)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 12 日提出

愛南町長 中村 維伯